

鳥取県教育・保育施設における安全対策取組強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県教育・保育施設における安全対策取組強化支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の保育関係団体・幼稚園関係団体及び園長会を対象に、教育・保育施設における安全対策の取組強化を目的とした研修会の実施に要する経費に対し補助金を交付することにより、教育・保育施設における重大事故の未然防止、事故発生時の適切な事故対応、再発防止の徹底、及び教育・保育施設が自主的に学習・研修できる環境整備を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（同表第5欄に定める額を限度額とする）以下とする。

なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、子ども家庭部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、様式第3号を添付しなければならない。

(交付決定及び交付額確定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知及び交付額確定通知は、様式第4号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第6条 規則第17条第1項の規定による報告は、本補助金の交付申請書の提出をもって、報告があったものとみなす。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日に施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月21日に施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日に施行し、令和6年度の補助事業から適用する。

別表(第3条関係)

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
安全対策取組強化 支援事業	保育関係団体・幼 稚園関係団体、園 長会	補助対象者が行う安全 対策の取組強化を目的 とした専門研修(外部有 識者を招聘する団体内 及び各圏域・地域ごと に行う研修会等(研修の 規模は問わない。))の 開催に必要な謝金、旅 費、会場借上げ料、消 耗品費、印刷製本費、 通信運搬費、委託料 (消費税及び地方消費 税は除く。)	10/10	1団体あたり 50,000円

※1 他の補助金で支援を受ける経費については、補助対象経費から除くものとする。

※2 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。